

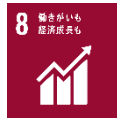
News Letter

ニュースレター



名古屋銀行

2025 年 11 月 17 日



東海地方の金融機関 7 行庫による住宅ローンの不正利用防止に向けた 「情報交換に関する協定書」の締結について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、東海地方の金融機関 7 行庫と「情報交換に関する協定書」を下記の通り締結いたしましたのでお知らせします。

記

1. 協定締結日 2025 年 11 月 17 日（月）
2. 背景・目的 住宅ローンの不正利用とは、居住目的ではなく投資用物件の取得資金や、価格の水増し、収入資料の改ざん等、虚偽の申告による利用を指します。
こうした不正利用は、一部の悪質な不動産業者の主導により、お客さまが意図せず関与してしまう場合があります。
そのため、本協定を締結する金融機関間において、住宅ローンの不正利用を促す不動産業者に関する情報を交換することで、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益保護につなげることを目的とします。
3. 協定締結金融機関（金融機関コード順）
株式会社名古屋銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、
株式会社三十三銀行、株式会社百五銀行、株式会社あいち銀行、東海労働金庫

以 上